

令和4年度 定期利用保育施設について

定期利用保育施設とは、お子さんの一時預かりを1か月単位で継続的に行う保育施設です。

区直営・委託型定期利用保育施設の利用案内

杉並区立定期利用保育施設一覧

(場所は杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」でご確認ください。)

区分	園コード	施設名 (所在地)	利用定員と年齢区分 (4月1日時点の年齢)				利用時間等と利用料	運営事業者
			0歳	1歳	2歳	合計		
委託型施設	1001970	下井草 ※1 下井草 4-21-9 北公園緑地事務所内	—	15		15	月曜日から土曜日 (祝日・年末年始除く) 7時30分から18時30分 のうち最大11時間まで ※延長保育はありません。	株式会社 ピノコーポレーション 03-5311-8331
区直営施設	1001940	久我山東 ※2 久我山 5-24-19 区立久我山東保育園 2階	—	15		15	利用料月額 4時間まで 16,500円 8時間まで 28,000円 11時間まで 40,000円	杉並区 久我山東 03-5370-1480
	2001943	南阿佐ヶ谷第二 ※1 阿佐谷南 3-7-3 阿佐ヶ谷進和ビル 1・2階	—	10	10	20	※区民税非課税世帯は、幼児教育・保育無償化により、利用者負担額が無料となります。 ※多子世帯等の負担軽減は適用ではありません。	南阿佐ヶ谷第二 03-3398-5230

※1 下井草及び南阿佐ヶ谷第二は、令和4年度末に廃止する予定です。

※2 久我山東は、令和5年1月に廃止する予定です。

・ 次の要件をすべて満たす方が対象です

- (1) 杉並区在住で、集団保育が可能な児童
- (2) 保護者が利用開始日(月の初日)現在、就労・疾病などの事由により児童を保育することができず、保育の必要性の認定を受け認可保育所等への入所申込みをしたが入所に至らなかった児童

・ 利用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
1か月単位の利用更新で最長1年間利用可能です。

・ 利用時間

午前7時30分から午後6時30分のうち、保育短時間の方は最大8時間、保育標準時間の方は最大11時間まで。

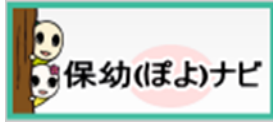
※保育の実施日や利用時間は「保育必要量」に基づき利用する保育施設と面談のうえ決まります。

・ 利用料

月払い 給食・おやつ代が含まれます(上記の一覧参照)。

・利用申込

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則として申込みは郵送または電子申請でお願いいたします。利用申込書は杉並区ホームページ「保幼（ぼよ）ナビ」よりダウンロードできます。



送付先：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 子ども家庭部 保育課 認定・入園係
※簡易書留・レターパックなど発着記録が残る方法でご送付ください。

・施設利用にあたっての留意事項

- 離乳食の対応はありません。
- 看護師の配置はありません。
- アレルギーへの対応等は、面接の際に直接、施設へご相談ください。
- 行事や遠足、延長保育等の利用はありません。
- 認可保育所、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）等への入所が決定した場合は、翌月からは認可保育所等の利用となります。
- 認可保育所等への将来的な入園が決定したものではありませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

- 杉並区子ども家庭部保育課 電話 03-3312-2111（代表）
- ・ 定期利用保育施設への入所相談に関する事 認定・入園係
 - ・ 定期利用保育事業に関する事 保育施設給付係